大阪府石油コンビナート等防災計画改正案　新旧対照表

| 大阪府石油コンビナート等防災計画(平成30年10月改正) | 改正案 |
| --- | --- |
| 第１章　総則  第１節　目的  大阪府石油コンビナート等防災計画（以下、「防災計画」という。）は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石災法」という。）第31条の規定に基づき、特別防災区域に指定された大阪北港地区、堺泉北臨海地区、関西国際空港地区及び岬地区に係る災害の未然防止と発生した災害の拡大を防止するため、防災関係機関、特定事業所及びその他事業所の処理すべき事務又は業務を明確にするとともに、災害の予防対策及び応急活動等必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災・減災対策の推進を図り、もって特別防災区域に係る災害から府民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。  図　石油コンビナート等防災計画の位置づけ  根拠法：石油コンビナート等災害防止法  **大阪府地域防災計画**  ▶ 基本対策編  ▶ 原子力災害対策編  **大阪府石油コンビナート等**  **防災計画**  市町村地域防災計画  防災基本計画  根拠法：災害対策基本法  （略）  第５節　防災上の配慮  （略）  　一方、石災法が制定・施行されてから約40年が経過し、社会経済情勢が大きく転換する中で、石油コンビナートを形成している産業についても変化が求められ、産業構造の変革や再編が進んでいる。  （略）  第６節　特別防災区域の概要  特別防災区域は、大阪北港地区、堺泉北臨海地区、関西国際空港地区及び岬地区の４地区であり、それぞれの地区の位置、面積、事業所数、石油の貯蔵・取扱量及び高圧ガスの処理量の概要は、次のとおりである。  （略）  ４　岬地区  岬地区は、岬町の臨海部に位置し、その面積は約56万ｍ２である。当地区内の事業所の業種は電気業であり、発電用燃料の石油類貯蔵施設等が存在する。当地区内の事業所は、平成17年12月から長期計画停止を開始し、高圧ガス保安法に係る高圧ガス製造設備、高圧ガス貯蔵設備を廃止している。  当地区と民家の境界付近には、低い丘陵地帯と事務管理施設等が遮断帯として配置されている。（当地区の配置図は、図１－５のとおりである。）  表１　特別防災区域の概況  　　　　　平成30年４月現在   |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 特別防災区域の名称  区 分 | | | 大阪北港地区 | 堺泉北臨海地区 | | 関西国際  空港地区 | 岬地区 | | 地区面積（万ｍ２） | | | 360 | 1,801 | | 1,035 | 56 | | 所在市（区）名 | | | 大阪市此花区 | 堺市堺区・西区  高石市及び泉大津市 | | 泉佐野市、  泉南市及び  泉南郡田尻町 | 泉南郡岬町 | | 公設消防機関名 | | | 大阪市消防局 | 堺市消防局 | 泉大津市  消防本部 | 泉州南広域消防本部 | | | 事  業  所  数 | 第１種事業所数  （内レイアウト規制対象事業所数） | | ２  　　（０） | 14  （７） | ０  （０） | １  （０） | １  （０） | | 第２種事業所数 | | 12 | 15 | ５ | ０ | ０ | | 特定事業所計 | | 14 | 29 | ５ | １ | １ | | その他事業所数 | | 495 | 804 | 67 | 369 | ０ | | 事業所総数※１ | | 509 | 833 | 72 | 370 | １ | | 共同防災組織数 | | | １ | ３ | | ０ | ０ | | 石油類の貯蔵・取扱量及び  高圧ガス処理量※２ | | 石油  （千ｋＬ） | 297 | 6,355 | 17 | 200 | 221 | | 高圧ガス  （十万Ｎｍ３） | ５ | 11,928 | １ | ０ | ０ |   　※１ 事業所総数は、平成26年経済センサス（平成26年7月1日現在）をもとに算出  ※２ 平成30年１月１日現在  図１－１　特別防災地区の位置  岬地区  http://dtp-sozai.com/sozai/houi/houi03.jpg  図１－２　大阪北港地区配置図  図１－３　堺泉北臨海地区配置図    （略）  図１－５　岬地区配置図  大阪府石油コンビナート等特別防災区域のうち岬地区の配置図  第７節　防災関係機関、特定事業所及びその他事業所の処理すべき事務又は業務の大綱  　（略）  １　大阪府（以下「府」という。）  （略）  （2）危機管理室（消防保安課）  　（略）  □被害情報の収集・伝達に関すること  □防災・減災に係る教育、訓練に関すること  □防災本部等防災対策組織の整備に関すること  　（略）  （9）都市整備部  （略）  □道路交通の確保に関すること  □港湾区域内における流出油の防除等に関すること  □公共土木施設等の二次災害の防止に関すること  （略）  (略)  ３　大阪市、堺市、高石市、泉大津市、泉佐野市、泉南市、田尻町、岬町（以下「市町」という。）  　（略）  □避難の指示、勧告及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること  （略）  □港湾区域内における流出油の防除等に関すること（港湾管理者）  　（略）  ５　特定地方行政機関  （1）近畿管区警察局  □情報の収集及び連絡に関すること  　（略）  （2）中部近畿産業保安監督部近畿支部  □電気、高圧ガス、液化石油ガス及び都市ガスの保安確保対策の推進に関すること  　（略）  (5)　大阪労働局・署（以下「労働基準監督機関」という。）  　（略）  ６　関係地方行政機関  (1)　近畿経済産業局  　（略）  □災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達に関すること  　（略）  (4)　大阪管区気象台  □観測設備等の整備に関すること  　（略）  ８　指定公共機関  (1)　日本赤十字社（大阪府支部）  □災害医療体制の整備に関すること  　（略）  □災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること  （略）  (2) 一般社団法人大阪府医師会及び地元市区医師会  （略）  (3) 日本放送協会（大阪放送局）  　（略）  □避難所等への受信機の貸与に関すること  　（略）  (4) 西日本電信電話株式会社（大阪支店）  　（略）  □被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること  　（略）  (5) 新関西国際空港株式会社  　（略）  第２章　組織  （略）  表２－１　大阪府石油コンビナート等防災本部本部員・幹事等一覧（平成30年４月現在）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 区分 | 機関名等 | 本部員 | 幹事　　※常任幹事 | | １号 | 近畿管区警察局 | 局長 | 広域調整部災害対策官 | | 中部近畿産業保安監督部  近畿支部 | 支部長 | 保安課長　※ | | 電力安全課長 | | 近畿地方整備局 | 局長 | 総括防災調整官 | | 港湾空港部品質検査官 | | 大阪海上保安監部 | 監部長 | 警備救難課長　※ | | 航行安全課長 | | 堺海上保安署長 | | 岸和田海上保安署長 | | 大阪労働局 | 局長 | 安全課長　※ | | ２号 | 陸上自衛隊第三師団 | 師団長 | 第三部長 | | ３号 | 大阪府警察本部 | 本部長 | 警備課長　※ | | 生活環境課長 | | ４号 | 大阪府 | 副知事（危機管理担当）  危機管理監  危機管理室長 | 防災企画課長 | | 災害対策課長　※ | | 消防保安課長　※ | | 市町村課長 | | 財政課長 | | 広報広聴課長 | | 医療対策課長 | | 薬務課長　※ | | 水産課長 | | 港湾局総務企画課長　※ | | 事業企画課長 | | ５号 | 大阪市 | 市長 | 危機管理室危機管理課長　※ | | 港湾局海務課長 | | 堺市 | 市長 | 危機管理室防災課長※ | | 高石市 | 市長 | 危機管理課長　※ | | 泉大津市 | 市長 | 危機管理課長　※ | | 泉佐野市 | 市長 | 市民協働課危機管理担当参事　※ | | 泉南市 | 市長 | 危機管理課長　※ | | 田尻町 | 町長 | 危機管理課長　※ | | 岬町 | 町長 | まちづくり戦略室危機管理監　※ | | ６号 | 阪南市 | 市長 | 危機管理課長　※ | | ７号 | 大阪市消防局 | 局長 | 予防部規制課長　※ | | 警防部計画情報担当課長 | | 堺市消防局 | 局長 | 予防部危険物保安課長　※ | | 警防部警防課長 | | 泉大津市消防本部 | 消防長 | 予防課長　※ | | 警防課長 | | 泉州南広域消防本部 | 消防長 | 警備課長 | | 予防課長　※ | | ８号 | 大阪北港地区 | 大阪北港地区防災協議会長 | 住友化学㈱大阪工場  環境安全部長　※ | | アスト㈱北港ターミナル  取締役所長 | | 櫻島埠頭㈱  取締役 | | 堺・泉北臨海地区 | 堺・泉北臨海特別防災地区協議会長 | JXTGエネルギー㈱堺製油所  環境安全部門担当副所長　※ | | ＤＩＣ㈱堺工場  安全環境グループリーダー | | 大阪ガス㈱泉北製造所  第一工場長兼保安安全チームマネージャー | | 三井化学㈱大阪工場  安全・環境部長 | | 大阪国際石油精製㈱大阪製油所  環境安全グループマネージャー | | コスモ石油㈱堺製油所  安全環境担当副所長 | | 日新製鋼㈱堺製造所  環境安全チームリーダー | | 関西国際空港地区 | 新関西国際空港㈱  技術・安全部長 | 新関西国際空港㈱  技術支援グループリーダー　※ | | 岬地区 | 多奈川第二発電所長 | 関西電力㈱堺港発電所  計画課長　※ | | ９号 | 近畿経済産業局 | 局長 | 総務課長　※ | | 近畿運輸局 | 局長 | 安全防災・危機管理調整官 | | 大阪運輸支局長 | | 大阪航空局関西空港事務所 | 関西国際空港長 | 総務調整官 | | 関西空港海上保安航空基地 | 基地長 | 警備救難課長　※ | | 大阪管区気象台 | 台長 | 気象防災部次長 | | 日本赤十字社大阪府支部 | 事務局長 | 事業課長 | | 一般社団法人大阪府医師会 | 会長 | 理事 | | 日本放送協会大阪放送局 | 副局長 | 報道部長 | | 西日本電信電話㈱大阪支店 | 支店長 | 設備部長 |   　（略）  　合計　　本部員：37名　　幹事：64名（常任幹事27名）  　（略）  第２節　自衛防災組織・共同防災組織及び広域共同防災組織  （略）  第１　自衛防災組織  １　業務  　（略）  (3)　応急活動  　（略）  ウ　職員の避難誘導（津波警報発令時の事業所外への避難誘導を含む）  　（略）  第３　広域共同防災組織  １　業務  (1)　広域防災活動の実施  堺泉北臨海、岬、和歌山北部臨海中部、和歌山北部臨海南部、御坊の特別防災地区の特定事業所における直径34ｍ以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンク（以下「広域共同防災活動対象施設」という。）の全面火災等の発災時における大容量泡放射システムを用いた防災活動の実施  　（略）  ２　組織  （1）　広域共同防災組織構成事業所  【６社９事業所】   |  |  | | --- | --- | | 構　成　事　業　所 | | | 名　称 | 住　所 | | 関西電力㈱　多奈川第二発電所 | 大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1905番地の12 | | コスモ石油㈱　堺製油所 | 大阪府堺市西区築港新町３丁16番地 | | 大阪国際石油精製㈱　大阪製油所 | 大阪府高石市高砂２丁目１番地 | | JXTGエネルギー㈱　堺製油所 | 大阪府堺市西区築港浜寺町１番地 | | 丸紅エネックス㈱　堺ターミナル | 大阪府堺市西区築港新町２丁２番地 | | 三井化学㈱　大阪工場 | 大阪府高石市高砂１丁目６番地 | | 関西電力㈱　海南発電所 | 和歌山県海南市船尾字中浜260番地96 | | 関西電力㈱　御坊発電所 | 和歌山県御坊市塩屋町南塩屋字富島１番地３ | | JXTGエネルギー㈱　和歌山製油所 | 和歌山県有田市初島町浜1000番地 |   （2）広域共同防災組織図    ３　広域共同防災活動対象施設   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 府県 | 特別防災区域 | 特定事業所 | 浮き屋根式屋外貯蔵タンク | | | | | 対象  基数  〔基〕 | 最大  直径  〔ｍ〕 | 直径・基数 | | | 34m～  60ｍ | 60m  以上 | | 大  阪  府 | 堺泉北臨海地区 | 丸紅エネックス㈱　堺ターミナル | 2 | 67.4 | 0 | 2 | | コスモ石油㈱　堺製油所 | 14(2) | 98 | 3 | 11 | | JXTGエネルギー㈱　堺製油所 | 18(1) | 89 | 8 | 10 | | 三井化学㈱　大阪工場 | 4 | 56.2 | 4 | 0 | | 大阪国際石油精製㈱　大阪製油所 | 20(2) | 66.8 | 11 | 9 | | 岬地区 | 関西電力㈱　多奈川第二発電所 | 6(6) | 44 | 6 | 0 | | 和  歌  山  県 | 和歌山北部臨海中部地区 | 関西電力㈱　海南発電所 | 7(5) | 52.3 | 7 | 0 | | 和歌山北部臨海南部地区 | JXTGエネルギー㈱　和歌山製油所 | 45 | 81.6 | 20 | 25 | | 御坊地区 | 関西電力㈱　御坊発電所 | 4(1) | 63.1 | 0 | 4 | | 合計対象基数 | | | 120 | － | 59 | 61 |   （　）：休止中タンク  ４　広域共同防災組織の活動基準  　 広域共同防災組織における活動基準は、次の通りとする。  大容量泡放射システムの共同配備事業所  　　JXTGエネルギー㈱　堺製油所　〔堺市西区築港浜寺町１番地〕    (1)　大容量泡放射システムの配備状況   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 資 機 材 名 | | 数　量 | 能 力 等 | | 大容量泡放水砲 | | ２ 砲 | ﾉﾝｱｽﾋﾟﾚｰﾄ型〔20,000～40,000 L／分〕可変 | | ポンプ | 送水ﾎﾟﾝﾌﾟ | ３ 台 | 20,000 L／分 | | 水中ﾎﾟﾝﾌﾟ | ３セット | 10,000 L／分×2 | | 泡原液混合ユニット | | １ 台 | MAX 800 L／分 | | ホース | | 5,810 ｍ | 300A ： 150m×18本、100m×3本、50m×3本 | | 150A ： 30m×48本、20m×12本、15m×12本  10m×8本 | | 泡消火薬剤 | | 72.02 kL | ﾒｶﾞﾌｫｰﾑCV-1(1％型)・1kLﾄｰﾄ×72個、20L×１個 | | 泡消火薬剤用簡易液槽 | | １ 個 | 20,000 L | | 耐熱服 | | ５ 着 | ｴﾐﾕﾌｧｲﾀｰ | | 空気呼吸器 | | ５ 個 | ﾗｲﾌｾﾞﾑA1（ﾌﾟﾚｯｼｬｰﾃﾞﾏﾝﾄﾞ形） |   （略）  (2)　大容量泡放射システムの輸送体制の確保  　（略）  イ　配備事業所の措置  （ア）　輸送体制の確保  ①（略）  ②（略）  （略）  （ウ）　防災本部等への通報  ①（略）  ②（略）  （略）  第３節　特別防災区域協議会  　（略）  　なお、関西国際空港地区及び岬地区は、特定事業者が１社であるため、特別防災区域協議会を設置する必要はない。  　（略）  １　特別防災区域協議会の現況  　表２－３特別防災区域協議会の現況  　平成30年４月現在     |  |  |  | | --- | --- | --- | | 名　　称 | 設立年月日 | 構成事業所数 | | 大阪北港地区  防災協議会 | Ｓ５１.１１.２６ | １６ | | 堺・泉北臨海特別  防災地区協議会 | Ｓ５２.　４.２８ | ３９ |   （略）  第４節　広域共同防災協議会  石災法第19条の二第１項の政令で定める堺泉北臨海、岬、和歌山北部臨海中部、和歌山北部臨海南部、御坊地区の特別防災地区において、一定規模以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクを有する特定事業所にあっては、大容量泡放射システムを用いた防災活動を行うための広域的な共同防災組織が設置されている。  １　広域共同防災協議会の現況  平成30年４月現在   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 名　　称 | 設立年月日 | 構成事業所数 | | 大阪・和歌山広域共同防災協議会 | 平成２０年６月２５日 | ９ |   ２　構成事業所   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 府県 | 特別防災区域 | 構 成 事 業 所 | | | 大  阪  府 | 堺泉北臨海地区 | 丸紅エネックス㈱　堺ターミナル | 堺市西区築港新町２丁２番地 | | コスモ石油㈱　堺製油所 | 堺市西区築港新町３丁１６番地 | | ※１JXTGエネルギー㈱　堺製油所 | 堺市西区築港浜寺町１番地 | | 三井化学㈱　大阪工場 | 高石市高砂１丁目６番地 | | 大阪国際石油精製㈱　大阪製油所 | 高石市高砂２丁目１番地 | | 岬地区 | ※２ 関西電力㈱　多奈川第二発電所 | 泉南郡岬町多奈川谷川1905番地の12 | | 和  歌  山  県 | 和歌山北部臨海中部地区 | 関西電力㈱　海南発電所 | 海南市船尾字中浜260番地の96 | | 和歌山北部臨海南部地区 | JXTGエネルギー㈱　和歌山製油所 | 有田市初島町浜1000番地 | | 御坊地区 | 関西電力㈱　御坊発電所 | 御坊市塩屋町南塩屋字富島１番地３ |   ※１　大容量泡放射システム配備事業所　　※２　休止事業所  （略）  第３章　災害想定  特別防災区域に係る災害は、火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出その他の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により生じる被害をいう。  東日本大震災では、宮城県や千葉県などのコンビナートにおいて、地震や津波により危険物タンクの火災や高圧ガスタンクの爆発など、周辺住民の避難を伴う大きな被害が生じた。同震災の発生を受け、防災本部では、平成24年３月に暫定的に津波高さを２倍に想定した計画修正を行ったが、その後、国等において南海トラフ巨大地震に関する検討が進められ、平成25年８月、大阪府における津波浸水想定等が確定した。また、平成25年３月には、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（消防庁）が改訂された。これら科学的知見を踏まえ、新たに南海トラフ巨大地震に起因する地震・津波による災害想定を実施した。    （略）  ３　「石油コンビナート等特別防災区域対策調査」（平成15年度調査）による災害想定等  　（略）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 地　区 | 施設区分 | 想定される災害 | 災害の影響範囲（※） | | 大阪北港 | ①危険物貯蔵タンク  （第一石油類）  ②毒性液体貯蔵タンク  ③その他施設 | 防油堤内火災  漏洩ガスの拡散  火災・漏洩・爆発等 | ①火災の影響範囲が高架道路に届くことが考えられるが、走行車両に損傷を与える可能性はほとんどない。  ②漏洩ガスの拡散の影響範囲が事業所の周辺道路の一部に届くことが考えられる。  ③特別防災区域外への影響は考えられない。 | | 堺泉北臨海 | ①製造施設  ②その他施設 | 漏洩ガスの爆発・  拡散  火災・漏洩・爆発等 | ①爆発・拡散の影響範囲が事業所の周辺道路の一部に届くことが考えられるが、一般地域への影響は考えられない。  ②特別防災区域外への影響は考えられない。 | | 関西国際空港  岬 | 危険物貯蔵タンク、  発電施設等 | 漏洩・爆発・拡散等 | 特別防災区域外への影響は考えられない。 |   　（略）  第３　航空機事故による災害  　（略）  ２　関西国際空港地区における航空機事故による災害  関西国際空港地区は24時間運用される海上空港で、常時、空港施設内に不特定多数の利用者等が滞在しているという他の３地区とは異なる特性を有した特別防災区域であり、航空機事故による災害として、空港施設等における大量の負傷者等を発生する航空機事故及びこれに伴う大量の要救助者の発生が想定される。  第２節　地震、津波その他の異常な自然現象により想定される災害  南海トラフ巨大地震を踏まえた被害想定を行うにあたり、東日本大震災におけるコンビナート区域での地震・津波被害の状況を踏まえつつ、特別防災区域における災害の想定及びその影響について予測、検討を行った。  災害想定を客観的・現実的なものとするため、消防庁「石油コンビナートの防災アセスメント指針（平成25年３月）」に示された手法を活用した防災アセスメント調査等を実施し、地震・津波その他の異常な自然現象によって生じる災害を想定した。  （略）  第２　長周期地震動による災害想定  　（略）  ■評価方法  ①（略）  ②（略）  　（略）  スロッシングの検討対象となる浮き屋根式の危険物タンクは、４地区全体で138基あり、堺泉北臨海地区のみ31基で溢流被害が発生する結果となった。  　また、溢流するタンクは許可容量が3万5千ｋＬ以上の大型タンクに限定され、最大溢流量は約1万2千ｋＬ※と算定された。  　なお、ここで求めた最大溢流量は、すべてのタンクの貯蔵量が上限の状態でスロッシングが発生するとの条件で算出しており、実際には極めて起こる可能性は少ないものであることに留意する必要がある。  ※ 参考：1.2万kLは、50ｍプール（50m×25m×2.5m）で換算すると、約3.8杯に相当。  【危険物タンク（浮き屋根式）の規模別の最大溢流量】  溢流量の算定結果  ※1　スロッシング最大波高がタンクの余裕空間高を上回ったものを「溢流あり」と判断する。  ※2　貯蔵量を自主管理油高の上限とした場合の溢流体積を最大溢流量として算出。  ※　 タンク数等については、平成24年10月現在のもの。  石油類別に最大溢流量を求めたところ、引火点の低い第1石油類の割合が85％と高い結果となった。これは、第１石油類に分類される原油を貯蔵している大型タンクが多いためと考えられる。  【危険物タンク（浮き屋根式）の石油類別の最大溢流量】  危険物タンク（浮き屋根式）の石油類別の最大溢流量  ・ 第1石油類：引火点21℃未満の引火性液体（ガソリン、ベンゼン、トルエン、アセトンなど）  ・ 第２石油類：引火点21℃以上 70℃未満の液体（灯油、軽油、キシレンなど）  ・ 第３・４石油類：重油、潤滑油など引火点が高く、引火する危険性は少ない  ※ タンク数等については、平成24年10月現在のもの  ○内部浮き蓋付きタンクの評価結果  スロッシングによりタンク内の浮き蓋が損傷し、油が浮き蓋上に溢流、あるいは浮き蓋が沈降した場合には、タンク上部の空間に可燃性蒸気が滞留し、爆発・火災が発生する危険性がある。2003年に発生した十勝沖地震では、内部浮き蓋付きタンクのスロッシング波高が２ｍ以上になると被害が顕著になることが確認されている。  今回の内部浮き蓋付きタンクの評価結果では、スロッシングにより浮き蓋が天井に衝突するタンクは無かったが、スロッシング最大波高が２ｍを超えるものが堺泉北臨海地区において４基あった。  浮き蓋の構造に係る技術基準（平成24年４月施行）に適合しない既設タンクについては、タンクの開放等の機会をとらえ、早期に技術基準に適合するよう改修を進めることが重要である。  第３　津波による災害想定  　（略）  ○津波浸水想定データ  （略）  【各地区の津波浸水想定の概要（平成25年８月）】   |  |  | | --- | --- | | 地区名 | 津波浸水想定 | | 大阪北港 | 地区東側： ３～５ｍが大半 地区西側： １～３ｍが過半 | | 堺泉北臨海 | 堺地区： 0.01～２ｍが過半 泉北地区： 0.3～２ｍが大半 | | 関西国際空港 | 給油センター地区周辺等： 0.01～１ｍ | | 岬 | 護岸部周り： 0.01～0.3ｍ |   ○評価方法  　①（略）  ②（略）  　（略）  大阪北港地区の最大流出量は約2万7千ｋＬ※となった。この地区には中型・小型のタンクが237基あり、全てのタンクの貯蔵率を管理値の下限とした場合、210基（89％）が移動するが、中間値では63基（27％）と大幅に減少する結果となった。  堺泉北臨海地区の最大流出量は、地区全体で約５千ｋＬ※となった。この地区には１万ｋＬ以上の大型タンクを含め818基あり、貯蔵率を管理値の下限とした場合は230基（28％）が移動するが、中間値では15基（1.8％）に減少する。  関西国際空港地区は浸水深が30ｃｍ以下（ただし、タンクは浸水しない）、岬地区は浸水しないことから、どちらの地区も津波によるタンクの移動は発生しない。  なお、津波の波圧によるタンクの移動により求めた最大流出量は、個々のタンクが移動し始める時点での貯蔵量が、全量流出するとの条件のもと、それらを合算して算出しており、実際には極めて起こる可能性は少ないものであることに留意する必要がある。  ※参考：2.7万kL、0.5万kLは、50ｍプール（50m×25m×2.5m）で換算すると、それぞれ約8.7杯、約1.5杯に相当。  【タンク規模別の移動タンク数と最大流出量】  タンク規模別の移動タンク数と最大流出量  ※1　各事業所で定める自主管理油高の上限・下限及びこれらの中間値の３ケースで移動（滑動・浮き上がり）の有無を算出。  ※2　タンクが移動し始める時点（安全率＝１）の貯蔵量を最大流出量として算出。  ※　タンク数等については、平成24年10月現在のもの。  石油類別の最大流出量について、引火点の低い第１石油類は大阪北港地区で18％、堺泉北臨海地区が17％を占める。  【石油類別の最大流出量】  石油類別の最大流出量  ・ 第１石油類：引火点21℃未満の引火性液体（ガソリン、ベンゼン、トルエン、アセトンなど）  ・ 第２石油類：引火点21℃以上 70℃未満の液体（灯油、軽油、キシレンなど）  ・ 第３・４石油類：重油、潤滑油など引火点が高く、引火する危険性は少ない  ※　タンク数等については、平成24年10月現在のもの。  第４　高圧ガスタンク（可燃性）の災害想定  災害想定では、高圧ガスタンク等の影響が一般地域に及び被害が発生する可能性があるとしている。  それに対し、石油コンビナート区域内の事業所では、法令や大阪府石油コンビナート等防災計画に基づき、従来から取り組んできた災害予防対策に加え、東日本大震災以降は南海トラフ巨大地震による最大クラスの地震・津波を考慮したさらなる災害予防対策に取り組んでおり、地震・津波により事業所内の施設で漏えいや火災が発生しても、防災設備や防災活動がコンビナート区域内の防災・減災に有効に働くと考えられる。  また、事業所においては、東日本大震災で起きたLPGタンク爆発火災を契機に見直された球形高圧ガスタンクの耐震基準に従い、既存のタンクの鋼管ブレースの耐震対策も進められている。  【事業所で取り組んでいる災害予防対策例とその対策効果】   |  |  | | --- | --- | | 災害予防対策例 | 対策効果（現状） | | 緊急遮断弁の設置 | タンクからの漏洩を防止（全ての高圧ガスタンクに設置済） | | 散水冷却 | タンクの温度上昇防止（全て設置済） | | 球形高圧ガスタンクの  鋼管ブレースの耐震対策 | 球形タンク倒壊による可燃性ガスの漏洩、火災発生防止  （基準適用されない既存タンクについても順次、耐震補強実施予定） | | 非常用電源の浸水対策 | 保安防災施設の電源確保 | | 防液堤の耐震性の確保 | 漏洩した液化ガスの拡散防止 |   　（略）  ■算定対象  可燃性ガスを大気圧沸点以上で貯蔵し、かつ、防液堤により個々仕切られていない高圧ガスタンク（堺・泉北臨海地区で全高圧ガスタンク172基中83基、その他地区なし）を算定対象とした。  ■算定条件  （略）  シナリオ例  非常に稀なケースではあるが、津波警報発令中のため漏洩停止作業ができない、消火活動（延焼防止）が長時間できない、想定以上の津波浸水により非常用電源が確保されないなど、タンクヤード内の健全なタンクの温度上昇を防止するための散水冷却ができないため、タンクが破損。  　（略）  ■算定項目の検討  ①（略）  ②（略）  ■算定結果  ①（略）  ②（略）  　（略）  第５　側方流動による災害想定  　（略）  ■評価方法  ①（略）  ②（略）  ③（略）  ④（略）  ⑤（略）  （略）  ■評価結果  　（略）  ○最大変位（詳細は次頁の図参照）  　（略）  　①（略）  　②（略）  　③（略）  　（略）  第６　各地区の想定災害のまとめ  　（略）  ■大阪北港地区の想定災害  　（略）  ○津波浸水深は最大約５ｍで、大規模な津波浸水が発生し、浸水が継続するおそれがある。危険物タンクの大半が津波により移動し、油類が最大2.7万ｋL流出するおそれがある。  ○油類が海水とともに拡大していくような事態も懸念され、着火した場合は一般地域への影響がある陸上・海上火災等の災害が発生する可能性がある。  　（略）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 評価対象 | 災害分類 | 想定災害（最大） | | | 危険物タンク | 短周期地震動 | 第１段階 | ■防油堤内の流出火災 | | 低頻度大規模 | ■防油堤外の流出火災 | | 長周期地震  （スロッシング） | 該当する災害なし | | | 津波 | ■中小規模の危険物タンクの移動により危険物が最大約2.7万kL　流出。（引火点の低い第１石油類が約18％）　陸上・海上火災が発生するおそれあり。 | | | （略） | | | |   ■堺泉北臨海地区の想定災害  　（略）  ○高圧ガスタンク（可燃性）でBLEVE及びファイヤーボールが発生したと仮定した場合、4.5ｋＷ/㎡の放射熱が浜寺水路付近の海岸線から最も遠いところで約３ｋｍの地点に、2.1kPaの爆風圧が同様に約1.5ｋｍの地点に到達する可能性がある。  ○津波浸水深は最大約２ｍで、津波により小型の危険物タンクが移動する可能性があり、油類が最大0.5万ｋL流出するおそれがある。また、長周期地震動により大型の危険物タンクにスロッシングによる溢流が発生し、油類が最大1.2万ｋL流出するおそれがある。流出した油類が着火した場合、陸上・海上火災等の災害が発生する可能性がある。  （略）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 評価対象 | 災害分類 | 想定災害（最大） | | | 危険物タンク | 短周期地震動 | 第１段階 | ■防油堤内の流出による火災 | | 低頻度大規模 | ■防油堤外の流出による火災 | | 長周期地震動  (スロッシング) | ■大容量の浮き屋根式タンクから危険物が最大約1.2万kL溢流し、仕切堤、防油堤内に流出。（引火点の低い第１石油類が85％）、防油堤から流出し陸上・海上火災が発生するおそれあり。 | | | 津波 | ■中小規模のタンクが移動し危険物が最大約0.5万kL流出。（引火点の低い第１石油類が約17％）　陸上・海上火災が発生するおそれあり。 | | | （略） | | | |     （略）  ■岬地区の想定災害  ○短周期地震動により危険物タンク、石油タンカー桟橋で流出火災が発生するおそれがある。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 評価対象 | 災害分類 | 想定災害（最大） | | | 危険物タンク | 短周期地震動 | 第１段階 | ■仕切堤内の流出による火災 | | 第２段階 | ■防油堤内の流出による火災 | | 低頻度大規模 | ■防油堤外の流出による火災 | | 石油タンカー桟橋 | 短周期地震動 | 第２段階 | ■大量流出・流出油拡散・火災 |   第７　連鎖と複合の考え方に基づいた被害想定シナリオ案  （略）  被害想定の検討にあたっては、このシナリオ案を参考とするものとする。なお、短周期地震動による被害想定で、低頻度大規模災害と位置づけられたものは、本シナリオ案を活用にして、発生災害を最小化する対策を検討することとする。  ○一般地域に拡大する被害想定シナリオ例   * （略） * （略） * （略） * （略） * （略） * （略） * （略） * （略） * （略）   　（略）  第４章　災害予防対策  第１節　平常時における災害予防対策の推進  第１　陸上災害予防対策の推進  １　特定事業者の予防対策  （略）  ウ　施設、設備等の保全  　（略）  （ウ）資機材の点検及び整備  　（略）  ・点検は、資機材等の種類、点検区分等に応じて行に基づき、定期的に点検し、計画的な整備を行う。  （略）  第２　海上災害予防対策の推進  ２　防災関係機関の予防対策  (1)海上保安機関  　（略）  （ウ）船舶関係者に対する各種海難防止講習会等を通じた安全運航、危険物及び火気取締にかかる知識の普及と意識の高揚。  　（略）  (3)府及び大阪市（港湾管理者）  港湾災害の未然防止を図るため、油流出に備えたオイルフェンス、油処理剤等を整備し備蓄するとともに、監督船を配備する。  第３　航空機事故予防対策の推進  　（略）  (2)防災関係機関、特定事業所及びその他事業所の対策  ア　大阪航空局大阪空港事務所、関西空港事務所  　（略）  イ　府  　規制措置について、大阪航空局（大阪空港事務所、関西空港事務所）及び消防機関と連携し、特定事業者等に通報する。  　（略）  図４　通　報　経　路  （注）継続して旋回する等、特に緊急に通報すべきものと思われる場合には、発見者から直接、大阪空港事務所（大阪北港地区）又は関西空港事務所（堺泉北臨海地区、岬地区）へ通報する。  第２節　自然災害予防対策の推進  　（略）  第１　地震災害予防対策  １　特定事業者及びその他の事業者の対策  　（略）  （2）耐震性の確保  　（略）  ウ　準特定屋外タンクについては、消防法令で定められた改修期限にかかわらず、早期に耐震基準への適合を図る。  エ　（略）  オ　浮き屋根式タンクについては、消防法の規定等により貯蔵液面に上限を設定するともに、次のようなスロッシング対策を、法令で定められた改修期限にとらわれることなく早期に実施し基準への適合を図る。  (ア)ポンツーンの構造強化等、浮き屋根部の浮き機能の確保  (イ)タンクの付随設備等と衝突防止対策の徹底  (ウ)タンクシールの適正な機能確保  (エ)スロッシングによる溢流の可能性がある場合は、自主管理油高（上限）の運用を見直す。  カ　（略）  キ　（略）  ク　（略）  ケ　（略）  コ　（略）  　（略）  第２　津波災害予防対策  １　特定事業者及びその他事業者の措置  　（略）  (3)津波時の緊急措置基準等の整備  　（略）  エ　大津波警報・津波警報発表時における緊急措置基準  オ　その他、必要と考えられる基準  (4) 緊急時対策の習熟  津波による火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出、危険物施設等の破壊、流失を防止するため.危険物施設等の緊急停止や災害の拡大防止作業等の緊急時対策の確立を図る。  　（略）  第４節　防災教育及び防災訓練の実施  　（略）  第２　防災訓練  　（略）  ３　防災関係機関における訓練内容  　（略）  （2）避難、救出・救急訓練  　（略）  ウ　避難の勧告、指示、誘導等についての訓練  　（略）  第５章　災害応急活動  第１節　防災体制  　（略）  第１　防災本部  　防災本部は、石災法及び本計画第２章第１節「防災本部」に定めるところにより、次の活動を行う。    （略）  １　防災体制  　防災本部における防災体制は、災害の規模及び態様を考慮し次の体制による。    （略）  ２　防災本部の活動  (1)　特別防災区域において災害が発生した災害が発生したときは、警戒体制を敷いて情報収集を行う。第一次、第二次及び総合防災体制に移行するときは、必要な防災関係機関、特定事業者及びその他事業者に通報する。  (2) 第一次、第二次及び総合防災体制を敷いたときは、防災本部における情報収集機能を強化するため、各体制の責任者は、災害の状況に応じ、当該市役所等に現地連絡所を設置し、危機管理室職員を派遣する。また、現地連絡所を設置するときは、地元市及び消防機関等に参集するよう要請する。  (3) 第一次防災体制での大阪府石油コンビナート指令部、第二次防災体制での同警戒本部、総合防災体制での災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）は、各体制において、府地域防災計画に定める大阪府防災・危機管理指令部、同警戒本部及び同災害対策本部と緊密な連携をとりながら行う。  (4) 災害対策本部等を設置したときは、指令部長又は防災本部長は必要に応じ指令部員又は本部員及び関係者（以下「本部員等」という。）を招集する。  (5) 招集された本部員等は、所属機関との連絡に当たるための連絡員を防災本部に同行させる。  (6) 防災本部長は、地震等の自然災害により、府又は市町に災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置されたときは、両本部の災害応急活動等を円滑に実施するため連絡調整を行う。  (7) 防災本部長は、特別防災区域において発生した災害の応急対策の実施について必要があると認めたときは、消防庁長官に対し専門的知識を有する職員を防災本部に派遣するよう要請する。  ３　大阪府の組織体制及び所掌事務  特別防災区域における災害に迅速かつ効率的に対応するため、大阪府の組織体制及び動員配備を定め、災害対策を実施する。  ただし、本部長が必要と認める場合は、防災本部会議を開催する。  　（略）  (2) 第一次防災体制  　（略）  イ　配備体制  　（略）  　指令部副部長　（略）  指令部員　　　消防保安課長、防災企画課長、災害対策課長、報道監、医療対策課長  事務局員　　「大阪府災害等応急対策実施要領」の災害対策本部等事務局体制に定める「非常1号配備」職員  ウ　指令部会議  指令部長が必要と認めた場合は「指令部会議」を開催する。なお、指令部長の判断により招集する指令部員を限定することができる。  　（略）  （3）第二次防災体制  　（略）  イ　配備体制  　本部長　　　（略）  　副本部長　　（略）  　本部員　　　危機管理室長、報道監、健康医療部長  事 務 局 大阪府石油コンビナート指令部  事務局員　　「大阪府災害等応急対策実施要領」の災害対策本部等事務局体制に定める「非常２号配備」職員  ウ　警戒本部会議  　本部長が必要と認めた場合は「警戒本部会議」を開催する。なお、本部長は必要に応じて本部員等から招集することができる。  警戒本部会議における議事案については、大阪府石油コンビナート指令部が検討するものとする。  　（略）  （4）総合防災体制  　（略）  イ　配備体制  本部長　　（略）  副本部長　（略）  本部員　 危機管理室長、報道監、健康医療部長、都市整備部長、大阪府警察本部長  事務局　　大阪府石油コンビナート指令部  事務局員　　「大阪府災害等応急対策実施要領」の災害対策本部等事務局体制に定める「非常３号配備」職員  ウ　災害対策本部会議  本部長が必要と認めた場合は「災害対策本部会議」を開催する。なお、本部長は必要に応じて本部員等を招集することができる。  災害対策本部会議における議事案については、大阪府石油コンビナート指令部が検討するものとする。  　（略）  第２　現地本部  １　設置基準  　防災本部長は、総合防災体制を敷いたとき、災害の状況に応じ現地本部を設置する。  ２　組織  (1)  （略）  (2) 現地本部員は、本部員等から次のとおり指名する。  なお、防災本部長は、必要に応じ本部員等から現地本部員を追加指名することがある。  (3) 現地本部員が、現地本部に参集することができないときは、自らの機関に属する者を指名し、現地本部員に代わって業務に当たらせることができる。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 特別防災区域名 | 現地本部長 | 現地本部員 | | 大阪北港地区 | 大阪市長 | 近畿経済産業局長  中部近畿産業保安監督部近畿支部長  大阪海上保安監部長  大阪労働局長  大阪府警察本部長  大阪府危機管理監  大阪府健康医療部長  大阪府都市整備部長  大阪市消防局長  大阪北港地区防災協議会長 | | 大阪海上保安監部長 | 同上（大阪海上保安監部長を除き大阪市長を加える） | | 堺泉北臨海地区 | 堺市長  又は高石市長  又は泉大津市長 | 近畿経済産業局長  中部近畿産業保安監督部近畿支部長  大阪海上保安監部長  大阪労働局長  大阪府警察本部長  大阪府危機管理監  大阪府健康医療部長  大阪府都市整備部長  堺市消防局長  又は泉大津市消防本部消防長  堺・泉北臨海特別防災地区協議会長 | | 大阪海上保安監部長 | 同上（大阪海上保安監部長を除き地元市長を加える） | | 関西国際空港地区 | 泉佐野市長  又は泉南市長  又は田尻町長 | 近畿経済産業局長  中部近畿産業保安監督部近畿支部長  関西空港海上保安航空基地長  大阪労働局長  大阪府警察本部長  大阪府危機管理監  大阪府健康医療部長  大阪府都市整備部長  泉州南広域消防本部消防長  新関西国際空港株式会社技術・安全部長 | | 関西空港海上保安航空基地長 | 同上（関西空港海上保安航空基地長を除き地元市町長を加える） | | 岬　地　区 | 岬町長 | 近畿経済産業局長  中部近畿産業保安監督部近畿支部長  大阪海上保安監部長  大阪労働局長  大阪府警察本部長  大阪府危機管理監  大阪府健康医療部長  大阪府都市整備部長  泉州南広域消防本部消防長  関西電力株式会社多奈川第二発電所長 | | 大阪海上保安監部長 | 同上（大阪海上保安監部長を除き岬町長を加える） |   ３　業務  　（略）  ４　連絡員  　（略）  ５　説明者  　（略）  ６　設置場所  　（略）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 特別防災区域名 | 設置場所 | 所在地 | | 大阪北港地区 | 大阪市役所 | 大阪市北区中之島１－３－２０ | | 大阪海上保安監部 | 大阪市港区築港４－１０－３ | | （略） | | | | 関西国際空港  地区 | 新関西国際空港株式会社棟  ５階　会議室 | 泉佐野市泉州空港北１ | | 関西空港海上保安航空基地 | 泉佐野市泉州空港北１ | | 岬地区 | 岬町役場  （水道庁舎1階会議室） | 泉南郡岬町深日２０００－１ | | 岸和田海上保安署 | 岸和田市新港町１ |   　（略）  ７　解散  　（略）  ８　現地調整本部  ア　配備時期  特別防災区域における災害に迅速かつ効率的に対応するため、大阪府の組織体制及び動員配備を定め、災害対策を実施する必要があると現地本部長が判断したとき。  ただし、防災本部長が必要と認める場合は、現地本部会議を開催する。  イ　配備体制  　〔大阪府石油コンビナート現地調整本部〕（以下、「現地調整本部」）  現地調整本部長 ： 災害発生地の市町長  〔※海上防災活動の場合 : 市町長 ⇔ 大阪海上保安監部長等 〕  現地調整本部員 ： 災害発生地の海上保安関係機関の長、消防長、警察署長、港湾局長、大阪府土木事務所地域防災監、特別防災地区協議会の代表者又は特定事業所長、若しくは前記各本部員が指名する者  事務局員 ： 消防保安課長及び大阪府石油コンビナート等防災本部長が指名する者  ウ　現地調整本部会議  現地調整本部長が必要と認めた場合は「現地調整本部会議」を開催する。なお、現地調整本部長は必要に応じて防災関係機関から現地調整本部員を招集することができる。  エ　所掌事務  （ア）災害及び防ぎょ活動に関する情報の収集並びに現地本部への報告に関すること  （イ）現地本部への要請事項の決定に関すること  （ウ）防災関係機関及び特別防災地区協議会等との連絡調整に関すること  （エ）その他災害に関する緊急を要する重要な事項の決定に関すること  　（略）  大阪府石油コンビナート等特別防災区域における災害応急活動〔概念図〕    （新設）  第２節　異常現象の通報及び災害情報の収集伝達  　（略）  第１　特定事業所の措置  　（略）  ２　通報先  （略）  （4）岬地区においては、泉州南広域消防本部  （1）～（3）において通報する場合、防災本部にも同報を入れる。  　（略）  第２　消防機関等の措置  異常現象の通報を受けた消防局・消防本部は、直ちにその旨を次の経路図に従い、様式１（参考資料）により防災本部等へ通報する。また、通報を受けた機関は必要に応じ他の関係機関に連絡する。  （略）  ［経路図］    （略）  第３節　気象予警報等の伝達  　（略）  （1）気象予警報等の関係機関への伝達経路    （注）  １　太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。  ２　☆印は、警報のみ。  ３　放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、箕面ＦＭまちそだて放送株式会社の９社である。  ４　報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の６社である。  ５　私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステムの10社である。  （2）津波警報等の関係機関への伝達経路    （注）  １　太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。  ２　☆印は、警報のみ。  ３　放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、箕面ＦＭまちそだて放送株式会社の９社である。  ４　報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の６社である。  ５　私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステムの10社である。  （3）市町への伝達系統  　（略）  イ　勤務時間外    第４節　平常時における災害応急活動  　（略）  第３　航空機事故による災害応急活動  　（略）  １　航空事故総合対策本部等の設置  　関西空港事務所長は必要に応じ、関西空港事務所内に航空事故総合対策本部を設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関の総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部、府防災本部等に対する報告・調整等の業務を行う。  〔防災関係機関〕  関西空港事務所、関西空港海上保安航空基地、府、府警察、地元市町、地元消防機関、地元医療機関、日本赤十字社大阪府支部、新関西国際空港株式会社、その他必要と認められる機関  　（略）  ２　現地調整本部の設置  　新関西国際空港株式会社は必要に応じ、現地調整本部を設置し、消火救難・救急医療活動の調整及び意思決定、現場における防災関係機関相互の連絡・調整、負傷者情報等現場情報の収集及び整理等を行う。  ３　応援体制  (1)協定等による応援体制  新関西国際空港株式会社、地元市町をはじめ防災関係機関は、協定等に基づき、迅速かつ的確な消火救難活動及び医療救護活動を実施する。  　（略）  ４　情報通信連絡及び広報  (1)情報通信連絡系統  基本経路は図５のとおりとするが、必要に応じ、それぞれ他の防災関係機関に連絡する。また、発見者から通報を受けた機関は、速やかに他の防災関係機関に連絡する。  (2)災害広報  防災関係機関は、被害状況等について、報道機関を通じ、空港利用者等に対して広報を行う。  ５　応急活動  　（略）  (1)新関西国際空港株式会社  ア　消火・救助・救急活動  　（略）  ケ　避難誘導  　（略）  (6)市町    ア　救護地区の設置  イ　避難勧告・指示・誘導  ウ　（略）  (7)消防機関  消火・救助・救急活動  (8)医療関係機関  （略）  (9)日本赤十字社大阪府支部  ア　救護班の派遣  イ　医療救護活動  ウ　医療機関への血液製剤の供給及び需給調整  　（略）  (10)西日本電信電話株式会社  　（略）  (11)関西国際空港消火救難協力隊  ア　消火活動の後方支援  　（略）  【図５　関西国際空港航空機事故連絡系統図】    C:\Users\kakigiK\AppData\Local\Microsoft\Windows\Temporary Internet Files\Content.IE5\7OAXC4RR\img08702.tif  第５節　自然災害応急活動  （略）  第２　津波災害応急活動  １　特定事業者の措置  （1）初期活動  （略）  大津波警報・津波警報発表時においては、職員等の避難活動及び「津波警報発令時における緊急措置基準」による緊急措置を優先するものとし、可能な範囲内において次の初期活動を行う。  （略）  第７節　災害広報  　（略）  第１　実施機関  　府、府警察、市町、消防機関、海上保安機関、日本放送協会大阪放送局ほか放送事業者及び特定事業者  第２　広報事項  　（略）  ６　日本放送協会大阪放送局ほか放送事業者  　（略）  第８節　避難誘導  　（略）  第１　避難誘導  　（略）  ３　実施内容  （1）市町の措置  ア　避難の勧告、指示  （ア）避難の勧告及び指示の区分  　避難勧告は、住民等に被害が及ぶおそれのある場合に行い、避難指示は、住民等に被害の及ぶことが確定的となった場合に行う。  （イ）避難の勧告又は指示の内容  　（略）  （ウ）避難の勧告又は指示の伝達  　（略）  キ　避難勧告、指示の解除  避難の必要がなくなったと認めるときは、避難勧告及び指示の解除を行うとともに速やかにその旨を広報する。  （略）  第10節　医療救護活動  　（略）  第５　医薬品等の確保・供給活動  府、市町及び日本赤十字社大阪府支部は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材及び輸血用血液の確保及び供給活動を実施する。    （略）  ３　日本赤十字社大阪府支部  日本赤十字社大阪府支部は、近畿ブロック赤十字血液センターを通じ血液製剤の需給調整を行い、医療機関に供給する。  　（略）  第６章　公共施設の災害復旧  （略）  ４　航空施設  新関西国際空港株式会社は、滑走路、エプロンその他の空港土木基本施設が被害を受けた場合は、当該施設の早期復旧に努め、緊急輸送の確保、航空交通の早期再開を図る。  なお、航空保安施設の被害については、管理者が直ちに復旧工事を実施する。  （略）  第７章　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する措置  第１節　総則  第１　目的  南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第５条第２項の規定により、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域内にある特別防災区域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、当該地域における地震・津波防災体制の推進を図ることを目的とする。  また、特別防災区域内にあるその他事業所においても事業所の態様に応じ、南海トラフ地震防災対策計画及び津波避難計画を作成するなど地震・津波防災体制の推進を図るものとする。  （略）  第４節 地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項  防災関係機関、特定事業所及びその他事業所は、次の施設等について、南海トラフ地震に係る地震・津波防災対策上緊急に必要な施設を整備し、地震・津波による被害の軽減を図るものとする。  １　避難地（津波警報発令時における一時避難所を含む）  　（略）  付編　東海地震の警戒宣言に伴う対応  　（略）  第２節　東海地震注意情報発令時の措置  　防災関係機関等は、東海地震注意情報が発せられたときは、警戒宣言の発令に備えて、速やかな対応ができるよう準備するものとする。  第１　東海地震注意情報の伝達  　１　伝達系統    （略）  第３節　警戒宣言発令時の対応措置  　（略）  第１　東海地震予知情報等の伝達  　府及び市町は、警戒宣言が発表され、東海地震予知情報が発令されたときは、迅速に事業所等に伝達する。  １　伝達系統    　（略）  第２　警戒態勢の確立  　警戒宣言が発令されたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間における防災関係機関等の活動体制及び各機関共通の活動事項は次のとおりとする。  　（略） | 第１章　総則  第１節　目的  大阪府石油コンビナート等防災計画（以下、「防災計画」という。）は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石災法」という。）第31条の規定に基づき、特別防災区域に指定された大阪北港地区、堺泉北臨海地区及び関西国際空港地区に係る災害の未然防止と発生した災害の拡大を防止するため、防災関係機関、特定事業所及びその他事業所の処理すべき事務又は業務を明確にするとともに、災害の予防対策及び応急活動等必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災・減災対策の推進を図り、もって特別防災区域に係る災害から府民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。  なお、本計画は、平成27年９月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」に資するものとして、世界の先頭に立ってSDGsに貢献する「SDGs先進都市」をめざし、取り組んでいく。  石油コンビナート等防災計画の位置づけの図図　石油コンビナート等防災計画の位置づけ  （略）  第５節　防災上の配慮  （略）  一方、石災法が制定・施行されてから約45年が経過し、社会経済情勢が大きく転換する中で、石油コンビナートを形成している産業についても変化が求められ、産業構造の変革や再編が進んでいる。  （略）  第６節　特別防災区域の概要  特別防災区域は、大阪北港地区、堺泉北臨海地区及び関西国際空港地区の３地区であり、それぞれの地区の位置、面積、事業所数、石油の貯蔵・取扱量及び高圧ガスの処理量の概要は、次のとおりである。  （略）  表１　特別防災区域の概況  令和３年４月現在   |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 特別防災区域の名称  区 分 | | | 大阪北港地区 | 堺泉北臨海地区 | | 関西国際空港地区 |  | | 地区面積（万ｍ２） | | | 360 | 1,801 | | 1,035 |  | | 所在市（区）名 | | | 大阪市此花区 | 堺市堺区・西区  高石市及び泉大津市 | | 泉佐野市、  泉南市及び  泉南郡田尻町 |  | | 公設消防機関名 | | | 大阪市消防局 | 堺市消防局 | 泉大津市  消防本部 | 泉州南広域消防本部 |  | | 事  業  所  数 | 第１種事業所数  （内レイアウト規制対象事業所数） | | ２  （０） | 12  （５） | ０  （０） | １  （０） |  | | 第２種事業所数 | | 12 | 18 | ５ | ０ |  | | 特定事業所計 | | 14 | 30 | ５ | １ |  | | その他事業所数 | | 495 | 804 | 67 | 369 |  | | 事業所総数※１ | | 509 | 834 | 72 | 370 |  | | 共同防災組織数 | | | １ | ４ | | ０ |  | | 石油類の貯蔵・取扱量及び高圧ガス処理量※２ | | 石油  （千ｋＬ） | 274 | 6,568 | 14 | 200 |  | | 高圧ガス  （十万Ｎｍ３） | 4.6 | 10,575 | 0.54 | ０ |  |   　※１ 事業所総数は、平成26年経済センサス（平成26年7月1日現在）をもとに算出  　※２ 令和３年４月１日現在  図１－１　特別防災地区の位置  図１－２　大阪北港地区配置図  大阪北港地区配置図  図１－３　堺泉北臨海地区配置図  堺泉北臨海地区配置図  （略）  （削除）  第７節　防災関係機関、特定事業所及びその他事業所の処理すべき事務又は業務の大綱  　（略）  １　大阪府（以下「府」という。）  （略）  （2）危機管理室（消防保安課）  （略）  □被害情報の収集・伝達に関すること  □防災に係る教育、訓練に関すること  □防災本部等防災対策組織の整備に関すること  （略）  （9）都市整備部  （略）  □道路交通の確保に関すること  □公共土木施設等の二次災害の防止に関すること  （略）  (10)大阪港湾局（大阪港以外の港湾管理者）  □港湾区域内における流出油の防除等に関すること  （略）  ３　大阪市、堺市、高石市、泉大津市、泉佐野市、泉南市、田尻町（以下「市町」という。）  （略）  □避難等の指示、避難者の誘導及び避難所の開設に関すること  （略）  □港湾区域内における流出油の防除等に関すること（大阪港港湾管理者）  （略）  ５　特定地方行政機関  （1）近畿管区警察局  □情報収集及び連絡に関すること  （略）  （2）中部近畿産業保安監督部近畿支部  □電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス及び液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進に関すること  （略）  (5)　大阪労働局  （略）  ６　関係地方行政機関  (1)　近畿経済産業局  （略）  □災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達に関すること  （略）  (4)　大阪管区気象台  □観測施設等の整備に関すること  （略）  ８　指定公共機関  (1)　日本赤十字社（大阪府支部）  □災害医療体制の整備に関すること  □被災者等へのこころのケア活動の実施に関すること  （略）  □災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること  □義援金品の募集、配分等の協力に関すること  （略）  (2) 一般社団法人大阪府医師会  （略）  (3) 日本放送協会（大阪拠点放送局）  （略）  □指定避難所等への受信機の貸与に関すること  （略）  (4) 西日本電信電話株式会社（関西支店）  （略）  □被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること  □「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること  （略）  (5) 新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）  （略）  第２章　組織  （略）  表２－１　大阪府石油コンビナート等防災本部本部員・幹事等一覧表（令和３年４月現在）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 区分 | 機関名等 | 本部員 | 幹事　　※常任幹事 | | １号 | 近畿管区警察局 | 局長 | 広域調整部災害対策官 | | 中部近畿産業保安監督部  近畿支部 | 支部長 | 保安課長　※ | | 電力安全課長 | | 近畿地方整備局 | 局長 | 総括防災調整官 | | 港湾空港部補償管理官 | | 大阪海上保安監部 | 監部長 | 警備救難課長　※ | | 航行安全課長 | | 堺海上保安署長 | | 岸和田海上保安署長 | | 大阪労働局 | 局長 | 安全課長　※ | | ２号 | 陸上自衛隊第三師団 | 師団長 | 第三部長 | | ３号 | 大阪府警察本部 | 本部長 | 警備第二課長　※ | | 生活環境課長 | | ４号 | 大阪府 | 副知事（危機管理担当）  危機管理監  危機管理室長 | 防災企画課長 | | 災害対策課長　※ | | 消防保安課長　※ | | 市町村課長 | | 財政課長 | | 広報広聴課長 | | 医療対策課長 | | 薬務課長　※ | | 水産課長 | | 大阪港湾局泉州港湾・海岸部総務運営課長　※ | | 事業企画課長 | | ５号 | 大阪市 | 市長 | 危機管理室危機管理課長　※ | | 大阪港湾局計画整備部海務課長 | | 堺市 | 市長 | 危機管理室危機管理課長※ | | 高石市 | 市長 | 総務部理事兼次長兼危機管理課長　※ | | 泉大津市 | 市長 | 危機管理課長　※ | | 泉佐野市 | 市長 | 危機管理課長　※ | | 泉南市 | 市長 | 総合政策部危機管理課長　※ | | 田尻町 | 町長 | 総務部安全安心まちづくり推進局課長　※ | |  |  |  | | ６号 | 阪南市 | 市長 | 危機管理課長　※ | | ７号 | 大阪市消防局 | 局長 | 予防部規制課長　※ | | 警防部計画情報担当課長 | | 堺市消防局 | 局長 | 予防部危険物保安課長　※ | | 警防部警防課長 | | 泉大津市消防本部 | 消防長 | 予防課長　※ | | 警防課長 | | 泉州南広域消防本部 | 消防長 | 警備課長 | | 予防課長　※ | | ８号 | 大阪北港地区 | 大阪北港地区防災協議会長 | 住友化学（株）大阪工場  環境安全部長　※ | | アスト（株）北港ターミナル  取締役所長 | | 櫻島埠頭（株）  取締役 | | 堺・泉北臨海地区 | 堺・泉北臨海特別防災地区協議会長 | コスモ石油（株）堺製油所  安全環境担当副所長※ | | 日本酢ビ・ポバール（株）  環境保安室長 | | 三井化学（株）大阪工場  安全・環境部長 | | ENEOS（株）堺製油所  環境安全副所長 | | 関西電力（株）堺港発電所  品質安全副所長 | | 宇部興産（株）堺工場  環境安全グループリーダー | |  | | 関西国際空港地区 | 新関西国際空港（株）  技術・安全部長 | 新関西国際空港（株）  技術支援グループリーダー　※ | |  | | | | ９号 | 近畿経済産業局 | 局長 | 総務課長　※ | | 近畿運輸局 | 局長 | 安全防災・危機管理調整官 | | 大阪運輸支局長 | | 大阪航空局関西空港事務所 | 事務所長 | 総務調整官 | | 関西空港海上保安航空基地 | 基地長 | 警備救難課長　※ | | 大阪管区気象台 | 台長 | 気象防災部次長 | | 日本赤十字社大阪府支部 | 事務局長 | 事業部長兼救護課長 | | 一般社団法人大阪府医師会 | 会長 | 理事 | | 日本放送協会大阪拠点放送局 | 副局長 | コンテンツセンター第2部長 | | 西日本電信電話（株）関西支店 | 執行役員関西支店長 | 設備部長 |   （略）  合計　　本部員：35名　　幹事：61名（常任幹事25名）  （略）  第２節　自衛防災組織・共同防災組織及び広域共同防災組織  （略）  第１　自衛防災組織  １　業務  （略）  (3)　応急活動  （略）  ウ　職員の避難誘導（津波警報発表時の事業所外への避難誘導を含む）  （略）  第３　広域共同防災組織  １　業務  (1)　広域防災活動の実施  　堺泉北臨海、和歌山北部臨海南部、御坊の特別防災地区の特定事業所における直径34ｍ以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンク（以下「広域共同防災活動対象施設」という。）の全面火災等の発災時における大容量泡放射システムを用いた防災活動の実施  （略）  ２　組織  （1）　広域共同防災組織構成事業所  【５社７事業所】   |  |  | | --- | --- | | 構　成　事　業　所 | | | 名　称 | 住　所 | |  |  | | 丸紅エネックス（株）　堺ターミナル | 大阪府堺市西区築港新町２丁２番地 | | コスモ石油（株）　堺製油所 | 大阪府堺市西区築港新町３丁16番地 | | ＥＮＥＯＳ（株）　製造部　大阪事業所 | 大阪府高石市高砂２丁目１番地 | | ＥＮＥＯＳ（株）　堺製油所 | 大阪府堺市西区築港浜寺町１番地 | | 三井化学（株）　大阪工場 | 大阪府高石市高砂１丁目６番地 | |  |  | | 関西電力（株）　御坊発電所 | 和歌山県御坊市塩屋町南塩屋字富島１番地３ | | ＥＮＥＯＳ（株）　和歌山製油所 | 和歌山県有田市初島町浜1000番地 |   （2）広域共同防災組織図  広域共同防災組織図  ３　広域共同防災活動対象施設  令和３年４月現在   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 府県 | 特別防災区域 | 特定事業所 | 浮き屋根式屋外貯蔵タンク | | | | | 対象  基数  〔基〕 | 最大  直径  〔ｍ〕 | 直径・基数 | | | 34m～  60ｍ | 60m  以上 | | 大  阪  府 | 堺泉北臨海地区 | 丸紅エネックス（株）堺ターミナル | 2 | 67.4 | 0 | 2 | | コスモ石油（株）　堺製油所 | 14(1) | 98 | 3 | 11 | | ＥＮＥＯＳ（株）　堺製油所 | 18(1) | 89 | 8 | 10 | | 三井化学（株）　大阪工場 | 4 | 56.2 | 4 | 0 | | ＥＮＥＯＳ（株）　製造部　大阪事業所 | 9 | 66.8 | 7 | 2 | |  |  |  |  |  |  | | 和  歌  山  県 |  |  |  |  |  |  | | 和歌山北部臨海南部地区 | ＥＮＥＯＳ（株）　和歌山製油所 | 44 | 81.6 | 20 | 24 | | 御坊地区 | 関西電力（株）　御坊発電所 | 4 | 62.8 | 0 | 4 | | 合計対象基数 | | | 95 | － | 42 | 53 |   （　）：休止中タンク  ４　広域共同防災組織の活動基準  広域共同防災組織における活動基準は、次の通りとする。  大容量泡放射システムの共同配備事業所  　　ＥＮＥＯＳ（株）堺製油所　〔堺市西区築港浜寺町１番地〕  (1)　大容量泡放射システムの配備状況   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 資 機 材 名 | | 数　量 | 能 力 等 | | 大容量泡放水砲 | | ２ 砲 | ノンアスピレート型〔20,000～40,000 L／分〕可変 | | ポンプ | 送水ポンプ | ３ 台 | 20,000 L／分 | | 水中ポンプ | ３セット | 10,000 L／分×2 | | 泡原液混合ユニット | | １ 台 | MAX 800 L／分 | | ホース | | 5,810 ｍ | 300A ： 150m×18本、100m×3本、50m×3本 | | 150A ： 30m×48本、20m×12本、15m×12本  10m×8本 | | 泡消火薬剤 | | 72.013 kL | メガフォームCV-1(1％型)・1kLトート×72個、13L×１個 | | 泡消火薬剤用簡易液槽 | | １ 個 | 20,000 L | | 耐熱服 | | ５ 着 | エミユファイター | | 空気呼吸器 | | ５ 個 | ライフゼムA1（プレッシャーデマントﾞ形） |   （略）  (2)　大容量泡放射システムの輸送体制の確保  　（略）  イ　配備事業所の措置  （ア）　輸送体制の確保  （1）（略）  （2）（略）  （略）  （ウ）　防災本部等への通報  （1）（略）  （2）（略）  （略）  第３節　特別防災区域協議会  （略）  　なお、関西国際空港地区は、特定事業者が１社であるため、特別防災区域協議会を設置する必要はない。  （略）  １　特別防災区域協議会の現況  　表２－３特別防災区域協議会の現況  令和３年４月現在   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 名　　称 | 設立年月日 | 構成事業所数 | | 大阪北港地区  防災協議会 | 昭和５１年１１月２６日 | １６ | | 堺・泉北臨海特別  防災地区協議会 | 昭和５２年４月２８日 | ４０ |   （略）  第４節　広域共同防災協議会  石災法第19条の二第１項の政令で定める堺泉北臨海、和歌山北部臨海中部、御坊地区の特別防災地区において、一定規模以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクを有する特定事業所にあっては、大容量泡放射システムを用いた防災活動を行うための広域的な共同防災組織が設置されている。  １　広域共同防災協議会の現況  令和３年４月現在   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 名　　称 | 設立年月日 | 構成事業所数 | | 大阪・和歌山広域共同防災協議会 | 平成２０年６月２５日 | ７ |   ２　構成事業所   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 府県 | 特別防災区域 | 構 成 事 業 所 | | | 大  阪  府 | 堺泉北臨海地区 | 丸紅エネックス（株）　堺ターミナル | 堺市西区築港新町２丁２番地 | | コスモ石油（株）　堺製油所 | 堺市西区築港新町３丁１６番地 | | * ＥＮＥＯＳ（株）　堺製油所 | 堺市西区築港浜寺町１番地 | | 三井化学（株）　大阪工場 | 高石市高砂１丁目６番地 | | ＥＮＥＯＳ（株）　製造部　大阪事業所 | 高石市高砂２丁目１番地 | |  |  |  | | 和  歌  山  県 |  |  |  | | 和歌山北部臨海南部地区 | ＥＮＥＯＳ（株）　和歌山製油所 | 有田市初島町浜1000番地 | | 御坊地区 | 関西電力（株）　御坊発電所 | 御坊市塩屋町南塩屋字富島１番地３ |   ※　大容量泡放射システム配備事業所  （略）  第３章　災害想定  特別防災区域に係る災害は、火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出その他の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により生じる被害をいう。  東日本大震災では、宮城県や千葉県などのコンビナートにおいて、地震や津波により危険物タンクの火災や高圧ガスタンクの爆発など、周辺住民の避難を伴う大きな被害が生じた。同震災の発生を受け、防災本部では、平成24年３月に暫定的に津波高さを２倍に想定した計画修正を行ったが、その後、国等において南海トラフ巨大地震に関する検討が進められ、平成25年８月、大阪府における津波浸水想定等が確定した。また、平成25年３月には、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（消防庁）が改訂された。これら科学的知見を踏まえ、新たに南海トラフ巨大地震に起因する地震・津波による災害想定を実施し、平成28年３月までの計画修正に反映させた。  その後、地震・津波により想定される災害について、特定事業所における対策が進展し、災害発生のリスクが低減したこと、また、令和２年９月に岬地区が特別防災区域の指定を解除されたため、災害想定を修正した（令和３年４月）。  　（略）  ３　「石油コンビナート等特別防災区域対策調査」（平成15年度調査）による災害想定等  （略）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 地　区 | 施設区分 | 想定される災害 | 災害の影響範囲（※） | | 大阪北港 | （1）危険物貯蔵タンク（第一石油類）  （2）毒性液体貯蔵タンク  （3）その他施設 | 防油堤内火災  漏洩ガスの拡散  火災・漏洩・爆発等 | （1）火災の影響範囲が高架道路に届くことが考えられるが、走行車両に損傷を与える可能性はほとんどない。  （2）漏洩ガスの拡散の影響範囲が事業所の周辺道路の一部に届くことが考えられる。  （3）特別防災区域外への影響は考えられない。 | | 堺泉北臨海 | （1）製造施設  （2）その他施設 | 漏洩ガスの爆発・  拡散  火災・漏洩・爆発等 | （1）爆発・拡散の影響範囲が事業所の周辺道路の一部に届くことが考えられるが、一般地域への影響は考えられない。  （2）特別防災区域外への影響は考えられない。 | | 関西国際空港 | 危険物貯蔵タンク等 | 漏洩・爆発・拡散等 | 特別防災区域外への影響は考えられない。 |   （略）  第３　航空機事故による災害  （略）  ２　関西国際空港地区における航空機事故による災害  関西国際空港地区は24時間運用される海上空港で、常時、空港施設内に不特定多数の利用者等が滞在しているという他の２地区とは異なる特性を有した特別防災区域であり、航空機事故による災害として、空港施設等における大量の負傷者等を発生する航空機事故及びこれに伴う大量の要救助者の発生が想定される。  第２節　地震、津波その他の異常な自然現象により想定される災害  南海トラフ巨大地震を踏まえた被害想定を行うにあたり、東日本大震災におけるコンビナート区域での地震・津波被害の状況を踏まえつつ、特別防災区域における災害の想定及びその影響について予測、検討を行った。  災害想定を客観的・現実的なものとするため、消防庁「石油コンビナートの防災アセスメント指針（平成25年３月）」に示された手法を活用した防災アセスメント調査等を実施し、地震・津波その他の異常な自然現象によって生じる災害を想定し、平成28年３月までの計画修正に反映させた。  その後、特定事業所における対策の進展により、災害発生のリスク低減が図られたため、その効果を踏まえた修正を行った（令和３年４月）。  （略）  第２　長周期地震動による災害想定  （略）  ■評価方法  （1）（略）  （2）（略）  　（略）  ■算定結果  　平成26年３月の計画修正時の算定では、スロッシングの検討対象となる浮き屋根式の危険物タンクは、岬地区を含む４地区全体で138基あり、堺泉北臨海地区のみ31基で溢流被害が発生する結果となった。また、溢流するタンクは許可容量が3万5千ｋＬ以上の大型タンクに限定され、最大溢流量は約1万2千ｋＬと算定された。  その後、溢流被害の抑制に資する対策として、大阪府石油コンビナート等防災計画の進行管理として、平成27年度から29年度の間、特定事業所の協力のもと実施した第１期対策計画の重点項目として、耐震基準の早期適合を位置付けたところ、休止中を除く全ての浮き屋根式タンクにおいて、新たな耐震基準に適合した。また、許可容量1,000ｋL以上のタンクについては、消防法告示に基づき、溢流が発生しないよう、スロッシングによる最大波高を想定した液面管理が行われている。  これらの対策の進展により、溢流による被害発生の危険性は低いと考えられる。  （削除）  （削除）  ○内部浮き蓋付きタンクの評価結果  スロッシングによりタンク内の浮き蓋が損傷し、油が浮き蓋上に溢流、あるいは浮き蓋が沈降した場合には、タンク上部の空間に可燃性蒸気が滞留し、爆発・火災が発生する危険性がある。2003年に発生した十勝沖地震では、内部浮き蓋付きタンクのスロッシング波高が２ｍ以上になると被害が顕著になることが確認されている。  平成26年３月の計画修正時の内部浮き蓋付きタンクの評価結果では、スロッシングにより浮き蓋が天井に衝突するタンクは無かったが、スロッシング最大波高が２ｍを超えるものが堺泉北臨海地区において４基あるとしていた。  その後、これら４基のタンクは内部浮き蓋の構造に係る技術基準（平成24年４月施行）への適合工事が完了した。  引き続き、新基準に適合しない既設タンクについては、タンクの開放等の機会をとらえ、早期に技術基準に適合するよう改修を進めることが重要である。  第３　津波による災害想定  （略）  ■津波浸水想定データ  （略）  【各地区の津波浸水想定の概要（平成25年８月）】   |  |  | | --- | --- | | 地区名 | 津波浸水想定 | | 大阪北港 | 地区東側： ３～５ｍが大半 地区西側： １～３ｍが過半 | | 堺泉北臨海 | 堺地区： 0.01～２ｍが過半 泉北地区： 0.3～２ｍが大半 | | 関西国際空港 | 給油センター地区周辺等： 0.01～１ｍ | |  |  |   ■評価方法  　（1）（略）  （2）（略）  （略）  ■算定結果  平成26年３月の計画修正時は、大阪北港地区の最大流出量は約2万7千ｋＬ、堺泉北臨海地区の最大流出量は、地区全体で約５千ｋＬと算定された。また、関西国際空港地区は浸水深が30ｃｍ以下（ただし、タンクは浸水しない）であることから、津波によるタンクの移動は発生しないとしていた。なお、この最大流出量は、個々のタンクが移動し始める時点での貯蔵量が、全量流出するとの条件のもと、それらを合算して算出しており、実際には極めて起こる可能性は少ないものであることに留意する必要があるとしていた。  その後、第１期対策計画の重点項目として、500ｋL以上のタンクを対象に、津波によりタンクの浮き上がりと滑動が起こらないよう管理油高の下限値を設定することを位置づけたところ、すべてのタンクで、管理油高の下限値の見直しや大津波警報発表時の注水措置などの代替措置が行われた結果、流出量は０ｋLとなった。  また、500ｋＬ未満のタンクの一部についても、同様の対策が講じられたため、全体として、大阪北港地区の最大流出量は約4,500ｋＬ※(84%減)、堺泉北臨海地区の最大流出量は、地区全体で約1,200ｋＬ(76%減)と大幅に減少する結果となった。  ※約4,500ｋLは、50ｍプール（50m×25m×2.5m）で換算すると、約1.5杯に相当。  【タンク規模別の移動タンク数と最大流出量】  タンク規模別の移動タンク数と最大流出量  ※1　各事業所で定める自主管理油高の上限・下限及びこれらの中間値の３ケースで移動（滑動・浮き上がり）の有無を算出。  ※2　タンクが移動し始める時点（安全率＝１）の貯蔵量を最大流出量として算出。  ※　 タンク数等については、令和２年11月現在のもの。  危険物第４類の品名別の最大流出量について、引火点の低い第１石油類は、大阪北港地区で43％、堺泉北臨海地区が33％を占める。  【危険物第４類の品名別の最大流出量】  危険物第４類の品名別の最大流出量  ・ 第１石油類：引火点21℃未満の引火性液体（ガソリン、ベンゼン、トルエン、アセトンなど）  ・ 第２石油類：引火点21℃以上 70℃未満の液体（灯油、軽油、キシレンなど）  ・ 第３・４石油類：重油、潤滑油など引火点が高く、引火する危険性は少ない  ※　タンク数等については、令和２年11月現在のもの。  第４　高圧ガスタンク（可燃性）の災害想定  可燃性物質を貯蔵する高圧ガスタンクにおいて、BLEVE及びファイヤーボール※等の爆発火災が発生した場合、一般地域に影響が及び被害が発生する可能性がある。  それに対し、石油コンビナート区域内の事業所では、法令や大阪府石油コンビナート等防災計画に基づき、従来から取り組んできた災害予防対策に加え、東日本大震災以降は南海トラフ巨大地震による最大クラスの地震・津波を考慮したさらなる災害予防対策に取り組んでおり、地震・津波により事業所内の施設で漏えいや火災が発生しても、防災設備や防災活動がコンビナート区域内の防災・減災に有効に働くと考えられる。  特に、東日本大震災で起きたLPGタンク爆発火災を契機に見直された球形高圧ガスタンクの耐震基準については、第１期対策計画の重点項目として、耐震基準への適合が義務付けられない既存のタンクについての、基準への適合を位置付けたところ、休止中を除く全てのタンクにおいて、対策が完了した。  ※BLEVE　:　沸点以上の温度で貯蔵している加圧液化ガスの貯槽や容器が何らかの原因により破裂し、大気圧まで減圧することにより急激に気化する爆発的蒸発現象  ※ファイヤーボール：BLEVE を発生させる内容物が可燃性で、着火した場合に形成される巨大な火球  【事業所で取り組んでいる災害予防対策例とその対策効果】   |  |  | | --- | --- | | 災害予防対策例 | 対策効果（現状） | | 緊急遮断弁の設置 | タンクからの漏洩を防止（全ての高圧ガスタンクに設置済） | | 散水冷却 | タンクの温度上昇防止（全て設置済） | | 球形高圧ガスタンクの  鋼管ブレースの耐震対策 | 球形タンク倒壊による可燃性ガスの漏洩、火災発生防止  （既存の高圧ガスタンクは、休止中のタンクを除き設置済） | | 非常用電源の浸水対策 | 保安防災施設の電源確保 | | 防液堤の耐震性の確保 | 漏洩した液化ガスの拡散防止 |   （略）  ■算定対象  可燃性ガスを大気圧沸点以上で貯蔵し、かつ、防液堤により個々仕切られていない高圧ガスタンク（堺・泉北臨海地区で全高圧ガスタンク172基中83基、その他地区なし：平成28年３月計画修正時点）を算定対象とした。  ■算定条件  （略）  シナリオ例  非常に稀なケースではあるが、津波警報発表中のため漏洩停止作業ができない、消火活動（延焼防止）が長時間できない、想定以上の津波浸水により非常用電源が確保されないなど、タンクヤード内の健全なタンクの温度上昇を防止するための散水冷却ができないため、タンクが破損。  （略）  ■算定項目の検討  （1）（略）  （2）（略）  ■算定結果  （1）（略）  （2）（略）  　（略）  第５　側方流動による災害想定  　（略）  ■評価方法  （1）（略）  （2）（略）  （3）（略）  （4）（略）  （5）（略）  （略）  ■評価結果  　（略）  ○最大変位（詳細は次頁の図参照）  　（略）  　（1）（略）  　（2）（略）  　（3）（略）  　（略）  第６　各地区の想定災害のまとめ  （略）  ■大阪北港地区の想定災害  （略）  ○津波浸水深は最大約５ｍで、大規模な津波浸水が発生し、浸水が継続するおそれがある。危険物タンクの一部が津波により移動し、油類が最大4.5千ｋL流出するおそれがある。なお、事業者による対策の推進により、流出量は大幅に減少（減少率84％）した。  ○このように流出量が大幅に減少しているものの、油類が海水とともに拡大していくような事態になり、着火した場合は一般地域への影響がある陸上・海上火災等の災害が発生する可能性がある。  （略）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 評価対象 | 災害分類 | 想定災害（最大） | | | 危険物タンク | 短周期地震動 | 第１段階 | ■防油堤内の流出火災 | | 低頻度大規模 | ■防油堤外の流出火災 | | 長周期地震動  （スロッシング） | 該当する災害なし | | | 津波 | ■一部の中小規模の危険物タンクの移動により危険物が最大約4.5千kL流出。（引火点の低い第１石油類が約43％）陸上・海上火災が発生するおそれあり。 | | | （略） | | | |   ■堺泉北臨海地区の想定災害  （略）  ○極めて低い可能性であるが、高圧ガスタンク（可燃性）でBLEVE及びファイヤーボールが発生したと仮定した場合、4.5ｋＷ/ｍ2の放射熱が浜寺水路付近の海岸線から最も遠いところで約３ｋｍの地点に、2.1kPaの爆風圧が同様に約1.5ｋｍの地点に到達する可能性がある。  ○津波浸水深は最大約２ｍで、津波により一部の小型の危険物タンクが移動する可能性があり、油類が最大1.2千ｋL流出するおそれがある。なお、事業者による対策の推進により、流出量は大幅に減少（減少率76％）した。また、全ての大型の危険物タンクは、平成29年度末までに、新たな耐震基準に適合し、また、溢流が発生しないよう液面管理が行われていることから、溢流による被害発生の危険性は低い。このように流出量が大幅に減少しているものの、仮に、流出した油類が着火した場合、陸上・海上火災等の災害が発生する可能性がある。  （略）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 評価対象 | 災害分類 | 想定災害（最大） | | | 危険物タンク | 短周期地震動 | 第１段階 | ■防油堤内の流出による火災 | | 低頻度大規模 | ■防油堤外の流出による火災 | | 長周期地震動  (スロッシング) | ■大容量の浮き屋根式タンクは、危険物の溢流が発生しないよう最大波高を想定した液面管理が行われているため、被害発生のおそれは低い。 | | | 津波 | ■中小規模のタンクが移動し危険物が最大約1.2千kL流出。（引火点の低い第１石油類が約33％）　陸上・海上火災が発生するおそれあり。 | | | （略） | | | |   （略）  （削除）  第７　連鎖と複合の考え方に基づいた被害想定シナリオ案  （略）  被害想定の検討にあたっては、このシナリオ案を参考とするものとする。なお、短周期地震動による被害想定で、低頻度大規模災害と位置づけられたものは、本シナリオ案を活用して、発生災害を最小化する対策を検討することとする。  ○一般地域に拡大する被害想定シナリオ例   * （略） * （略） * （略） * （略） * （略） * （略） * （略） * （略） * （略）   　（略）  第４章　災害予防対策  第１節　平常時における災害予防対策の推進  第１　陸上災害予防対策の推進  １　特定事業者の予防対策  （略）  ウ　施設、設備等の保全  　（略）  （ウ）資機材の点検及び整備  （略）  ・点検は、資機材等の種類、点検区分等に応じて、定期的に点検し、計画的な整備を行う。  （略）  第２　海上災害予防対策の推進  ２　防災関係機関の予防対策  (1)海上保安機関  （略）  （ウ）船舶関係者に対する各種海難防止講習会等を通じた安全運航、危険物及び火気取締にかかる知識の普及と意識の高揚  （略）  (3)大阪港湾局（港湾管理者）  港湾災害の未然防止を図るため、油流出に備えたオイルフェンス、油処理剤等を整備し備蓄するとともに、監督船を配備する。  第３　航空機事故予防対策の推進  （略）  (2)防災関係機関、特定事業所及びその他事業所の対策  ア　大阪航空局（大阪空港事務所、関西空港事務所）  （略）  イ　府  　　規制措置について、大阪航空局（大阪空港事務所、関西空港事務所）及び消防機関と連携し、特定事業者等に通報する。  特別防災区域及びその隣接地において航空法違反の疑いのある航空機を発見した場合の通報経路（略）  図４　通　報　経　路  （注）継続して旋回する等、特に緊急に通報すべきものと思われる場合には、発見者から直接、大阪空港事務所（大阪北港地区）又は関西空港事務所（堺泉北臨海地区）へ通報する。  第２節　自然災害予防対策の推進  （略）  第１　地震災害予防対策  １　特定事業者及びその他の事業者の対策  （略）  （2）耐震性の確保  （略）  ウ　（略）  エ　（略）  オ　（略）  カ　（略）  キ　（略）  ク　（略）  （略）  第２　津波災害予防対策  １　特定事業者及びその他事業者の措置  （略）  (3)津波時の緊急措置基準等の整備  （略）  エ　大津波警報・津波警報発表時における緊急措置基準  オ　南海トラフ地震臨時情報発表時における緊急措置基準  カ　その他、必要と考えられる基準  (4) 緊急時対策の習熟  津波による火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出、危険物施設等の破壊、流失を防止するため、危険物施設等の緊急停止や災害の拡大防止作業等の緊急時対策の確立を図る。  （略）  第４節　防災教育及び防災訓練の実施  　（略）  第２　防災訓練  　（略）  ３　防災関係機関における訓練内容  　（略）  （2）避難、救出・救急訓練  　（略）  ウ　避難等の指示及び誘導等についての訓練  　（略）  第５章　災害応急活動  第１節　防災体制  （略）  第１　防災本部  　防災本部は、石災法及び本計画第２章第１節「防災本部」に定めるところにより、災害応急対策に関する次の活動を行う。  （略）  １　防災体制  防災本部における防災体制（以下「石コン防災体制」という。）は、災害の規模及び態様を考慮し次の体制による。  （略）  ２　防災本部の活動  （1）基本方針  ア　防災本部は、特別防災区域における災害に迅速かつ効率的に対応するため、防災本部構成機関等の活動と事務局である大阪府の組織体制による活動が連携、協力しながら災害応急対策を実施する。ただし、防災本部長が必要と認めるときは、防災本部会議を開催し、災害応急対策の協議等を行う。  イ　防災本部長は、総合防災体制を敷いたとき、緊急に統一的な防災活動を実施するため特別の必要があると認めるときは、災害発生地の市役所等に現地本部を設置する。  また、第一次、第二次及び総合防災体制を敷いたとき、防災本部における情報収集機能を強化するため、府の組織体制の責任者は、災害の状況に応じて、当該市役所等に現地連絡所を設置する。  なお、関西国際空港地区では、府及び地元市町、その他防災関係機関が情報の連携及び共有を図り、一体となって緊急事態に対応するため、KIX Joint Crisis Management Group（文略：KIX JCMG）が設置される（※）。そのため、KIX JCMGが設置されている場合にあっては、現地連絡所としての役割を担うものとし、防災本部（現地本部が設置されている場合にあっては、現地本部も含む）と連携を密にする。（※KIX JCMGの設置は、「KIX Joint Crisis Management Group設置要領」第２章１に基づく。）  ウ　防災本部長は、一般地域に影響が及ぶような石油コンビナート災害や地震等の自然災害により、府又は市町に災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置されたときは、各本部間の災害応急活動等を円滑に実施するため、一体的な対応等の措置を講じる。  （2）活動概要  ア　特別防災区域において災害が発生したときは、警戒体制を敷いて情報収集を行う。府は、第一次、第二次及び総合防災体制に移行するときは、必要な防災関係機関、特定事業者及びその他事業者に通報する。  イ　府の組織体制である第一次防災体制での大阪府石油コンビナート指令部、第二次防災体制での同警戒本部、総合防災体制での同災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置したとき、また、現地本部を設置したときは、各体制の責任者は、必要に応じ、本部員、その属する機関の職員及び関係者（以下「本部員等」という。）を招集する。  招集された本部員等は、所属機関との連絡に当たるための連絡員を同行させる。  ウ　現地連絡所を設置するときは、大阪府は、危機管理室職員を派遣し、地元市町、消防機関及び災害が発生した特定事業所等に参集するよう要請する。なお、関西国際空港地区においてKIX JCMG設置の場合は、地元市町及び消防機関とともに大阪府職員を派遣する。  エ　防災本部長は、特別防災区域において発生した災害の応急対策の実施について必要があると認めたときは、消防庁長官に対し専門的知識を有する職員を防災本部に派遣するよう要請する。  ３　大阪府の組織体制及び所掌事務  大阪府の組織体制及び動員配備を定め、災害対策を実施する。  なお、災害の状況により、大阪府地域防災計画に基づく防災体制が敷かれたときは、両体制は、緊密な連携もしくは一体的な対応を行うものとする。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 大阪府石油コンビナート等防災計画 | | 大阪府地域防災計画 | | | | 体　制 | 府の組織体制名称 | 体　制 | 府の組織体制名称 | | 警戒体制 | 警戒体制 |  | 防災・危機管理警戒体制 | | 第一次防災体制 | 大阪府石油コンビナート指令部 | 非常１号配備 | 防災・危機管理指令部 | | 第二次防災体制 | 大阪府石油コンビナート警戒本部 | 非常２号配備 | 災害警戒本部 | | 総合防災体制 | 大阪府石油コンビナート災害対策本部 | 非常３号配備 | 災害対策本部 |   （略）  (2) 第一次防災体制  （略）  イ　配備体制  （略）  副指令部長　（略）  指令部員　　消防保安課長、防災企画課長、災害対策課長、医療対策課長  指令部長が指名する「大阪府災害等応急対策実施要領（以下「府実施要領」という。）」に定める防災・危機管理指令部の構成員、その他防災本部幹事、その属する機関の職員及び関係者  事務局　　　府実施要領の災害対策本部等事務局体制に定める非常１号配備職員。必要に応じ、指令部員の属する機関の連絡員  ウ　指令部会議  指令部長が必要と認めた場合は「指令部会議」を開催する。なお、指令部長の判断により、会議に出席する指令部員を限定することができる。  （略）  （3）第二次防災体制  （略）  イ　配備体制  警戒本部長　　（略）  副警戒本部長　（略）  警戒本部員　　危機管理室長、報道監、健康医療部長、その他警戒本部長が指名する府実施要領に定める災害警戒本部の構成員、その他本部員、その属する機関の職員及び関係者  事務局員　府実施要領の災害対策本部等事務局体制に定める非常２号配備職員。必要に応じ、警戒本部員の属  する機関の連絡員  ウ　警戒本部会議  警戒本部長が必要と認めた場合は「警戒本部会議」を開催する。なお、警戒本部長の判断により、会議に出席する警戒本部員を限定することができる。  （略）  （4）総合防災体制  （略）  イ　配備体制  対策本部長　　（略）  対策副本部長　（略）  対策本部員　 危機管理室長、報道監、健康医療部長、その他対策本部長が指名する府実施要領に定める災害対策本部の構成員、その他本部員、その属する機関の職員及び関係者  事務局員 府実施要領の災害対策本部等事務局体制に定める非常３号配備職員。必要に応じ、対策本部員の属する機関の連絡員  ウ　災害対策本部会議  対策本部長が必要と認めた場合は「災害対策本部会議」を開催する。  （略）  第２　現地本部  １　設置基準  防災本部長は、総合防災体制を敷いたとき、災害の状況に応じ現地本部を設置する。  なお、災害の状況により、府又は市町に地域防災計画に基づく災害対策本部等設置されたときは、連携を密にするとともに、必要に応じ、一体的な対応等の措置を講じる。関西国際空港地区においてはKIX JCMGと連携を密にする。  ２　組織体制  (1) 現地本部長  （略）  (2) 現地本部員及び連絡員  ア　現地本部員は、本部員から次のとおり指名する。  なお、防災本部長又は現地本部長は、その他本部員及び関係者から現地本部員を指名することができる。現地本部員が、現地本部に参集することができないときは、自らの機関に属する者を指名し、現地本部員に代わって業務に当たらせることができる。現地本部員が、現地本部に参集することができないときは、自らの機関に属する者を指名し、現地本部員に代わって業務に当たらせることができる。  イ　現地本部員は、その業務を補佐させるため、必要に応じ所属する機関から連絡員を同行させる。  (3) 特定事業所説明者  ア　災害が発生した特定事業所は、災害状況及び各施設について説明のため、説明者を現地本部へ派遣する。  イ　 特定事業者は、速やかに説明者を派遣できるようあらかじめ指名しておく。  (4) 事務局  現地本部事務局は、大阪府危機管理室職員、現地本部に招集された機関の職員（連絡員等）及び特定事業所説明者による。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 特別防災区域名 | 現地本部長 | 現地本部員 | | 大阪北港地区 | 大阪市長 | 近畿経済産業局長  中部近畿産業保安監督部近畿支部長  大阪海上保安監部長  大阪労働局長  大阪府警察本部長  大阪府危機管理監  大阪市消防局長  大阪北港地区防災協議会長 | | 大阪海上保安監部長 | 同上（大阪海上保安監部長を除き大阪市長を加える） | | 堺泉北臨海地区 | 堺市長  又は高石市長  又は泉大津市長 | 近畿経済産業局長  中部近畿産業保安監督部近畿支部長  大阪海上保安監部長  大阪労働局長  大阪府警察本部長  大阪府危機管理監  堺市消防局長  又は泉大津市消防本部消防長  堺・泉北臨海特別防災地区協議会長 | | 大阪海上保安監部長 | 同上（大阪海上保安監部長を除き地元市長を加える） | | 関西国際空港地区 | 泉佐野市長  又は泉南市長  又は田尻町長 | 近畿経済産業局長  中部近畿産業保安監督部近畿支部長  関西空港海上保安航空基地長  大阪労働局長  大阪府警察本部長  大阪府危機管理監  泉州南広域消防本部消防長  新関西国際空港株式会社技術・安全部長 | | 関西空港海上保安航空基地長 | 同上（関西空港海上保安航空基地長を除き地元市町長を加える） | |  |  |  |   ３　現地本部会議  　現地本部長が必要と認めた場合は「現地本部会議」を開催する。なお、現地本部長の判断により、会議に出席する現地本部員を限定することができる。  ４　業務  （略）  ５　設置場所  （略）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 特別防災区域名 | 設置場所 | 所在地 | | 大阪北港地区 | 大阪市役所５階特別会議室 | 大阪市北区中之島１－３－２０ | | 大阪海上保安監部 | 大阪市港区築港４－１０－３ | | （略） | | | | 関西国際空港  地区 | 泉佐野市役所４階庁議室  田尻町役場２階庁議室  泉南市役所本庁２階大会議室 | 泉佐野市市場東１―２９５－３  泉南郡田尻町嘉祥寺３７５－１  泉南市樽井１－１－１ | | 関西空港海上保安航空基地 | 泉佐野市泉州空港北１ | |  |  |  |   （略）  ６　解散  （略）  大阪府石油コンビナート等特別防災区域における災害応急活動〔概念図〕  大阪府石油コンビナート等特別防災区域における災害応急活動体制例  第２節　異常現象の通報及び災害情報の収集伝達  （略）  第１　特定事業所の措置  （略）  ２　通報先  （略）  （1）～（3）において通報する場合、防災本部にも同報を入れる。  （略）  第２　消防機関等の措置  異常現象の通報を受けた消防局・消防本部は、直ちにその旨を次の経路図に従い、様式１（参考資料１）により防災本部等へ通報する。また、通報を受けた機関は必要に応じ他の関係機関に連絡する。  （略）  ［経路図］  異常現象の通報経路図  （略）  第３節　気象予警報等の伝達  （略）  （1）気象予警報等の関係機関への伝達経路  気象予警報等の関係機関への伝達経路  （2）津波警報等の関係機関への伝達経路  津波予警報等の関係機関への伝達経路  （3）市町への伝達系統  （略）  イ　勤務時間外  気象予警報等の市町への伝達系統（勤務時間外）  第４節　平常時における災害応急活動  （略）  第３　航空機事故による災害応急活動  （略）  1 KIX Joint Crisis Management Group （関西国際空港総合対策本部）の設置  　関西エアポート株式会社社長又は新関西国際空港株式会社社長、国土交通省大阪航空局関西空港事務所長、内閣官房空港危機管理官は、必要と認めた場合速やかにKIX JCMGを設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関との総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事務処理を実施する。  〔防災関連機関〕  関西空港事務所、内閣官房空港危機管理官、関西空港海上保安航空基地、外務省大阪分室、府、府警察、地元消防機関、地元市町、りんくう総合医療センター、アクセス機関、指定エアライン、新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）、その他必要と認められる機関  （略）  ２　現地調整本部の設置  新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）は、必要に応じ、現地調整本部を設置し、消火救難・救急医療活動全般に係る防災関係機関相互の連絡・調整及び情報の共有化を図る。  ３　応援体制  (1)協定等による応援体制  新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）、地元市町をはじめ防災関係機関は、協定等に基づき、迅速かつ的確な消火救難活動を実施する。  （略）  ４　情報通信連絡及び広報  (1)情報通信連絡系統  基本経路は図５のとおりとするが、必要に応じ、それぞれ他の防災関係機関に必要な事項について連絡する。また、発見者から通報を受けた機関は、速やかに他の防災関係機関に連絡する。  (2)災害広報  防災関係機関は、被害状況等について、報道機関を通じ、住民等に対して広報を行う。  ５　応急活動  （略）  (1) 新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）  （関西国際空港緊急計画の対象範囲内の場合）  ア　消火・救助・救急活動（避難誘導を含む。）  （略）  （略）  (6) 地元市町  ア　消火・救助・救急活動  イ　救護地区の設置  ウ　避難等の指示・誘導  エ　（略）  (7) 医療関係機関  （略）  (8) 日本赤十字社大阪府支部  ア　救護班の派遣  イ　医療救護活動  ウ　血液の輸送及び供給  （略）  (9) 西日本電信電話株式会社大阪支店  （略）  (10) 関西国際空港消火救難協力隊  （関西国際空港緊急計画の対象範囲内の場合）  ア　情報の収集及び連絡  （略）  【図５　関西国際空港航空機事故連絡系統図】  (注)事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。  関西国際空港航空機事故連絡系統図  第５節　自然災害応急活動  （略）  第２　津波災害応急活動  １　特定事業者の措置  （1）初期活動  （略）  大津波警報・津波警報発表時においては、職員等の避難活動及び「津波警報発表時における緊急措置基準」による緊急措置を優先するものとし、可能な範囲内において次の初期活動を行う。  （略）  第７節　災害広報  （略）  第１　実施機関  府、府警察、市町、消防機関、海上保安機関、日本放送協会大阪拠点放送局ほか放送事業者及び特定事業者  第２　広報事項  （略）  ６　日本放送協会大阪拠点放送局ほか放送事業者  （略）  第８節　避難誘導  　（略）  第１　避難誘導  　（略）  ３　実施内容  （1）市町の措置  　ア　避難の指示  （ア）避難の指示の発令  　避難指示は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに行う。  （イ）避難の指示の内容  　（略）  （ウ）避難の指示の伝達  　（略）  キ　避難指示の解除  避難の必要がなくなったと認めるときは、避難指示の解除を行うとともに速やかにその旨を広報する。  （略）  第10節　医療救護活動  （略）  第５　医薬品等の確保・供給活動  府及び市町は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材の確保体制を整備し、供給活動を実施する。また、日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備し、供給活動を行う。  （略）  ３　日本赤十字社大阪府支部  日本赤十字社大阪府支部は、赤十字血液センターを通じ血液製剤の需給調整を行い、医療機関に供給する。  （略）  第６章　公共施設の災害復旧  （略）  ４　航空施設  新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）は、滑走路、エプロンその他の空港土木基本施設が被害を受けた場合は、当該施設の早期復旧に努め、緊急輸送の確保、航空交通の早期再開を図る。  なお、航空保安施設の被害については、管理者が直ちに復旧工事を実施する。  （略）  第７章　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する措置  第１節　総則  第１　目的  南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第５条第２項の規定により、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域内にある特別防災区域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、当該地域における地震・津波防災体制の推進を図ることを目的とする。  気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたＭ６．８以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。  １　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）  南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でＭ８．０以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表  ２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）  南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でＭ７．０以上Ｍ８．０未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０ｋｍ程度までの範囲でＭ７．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表  ３　南海トラフ地震臨時情報（調査終了）  上記１、２のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表  特別防災区域内にある特定事業所及びその他事業所においても事業所の態様に応じ、臨時情報発表時の対応を含めた南海トラフ地震防災対策計画及び津波避難計画を作成するなど地震・津波防災体制の推進を図るものとする。  （略）  第４節 地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項  防災関係機関、特定事業所及びその他事業所は、次の施設等について、南海トラフ地震に係る地震・津波防災対策上緊急に必要な施設を整備し、地震・津波による被害の軽減を図るものとする。  １　避難地（津波警報発表時における一時避難所を含む）  （略）  付編　東海地震の警戒宣言に伴う対応  （略）  第２節　東海地震注意情報発表時の措置  防災関係機関等は、東海地震注意情報が発せられたときは、警戒宣言の発表に備えて、速やかな対応ができるよう準備するものとする。  第１　東海地震注意情報の伝達  １　伝達系統  （略）  第３節　警戒宣言発表時の対応措置  （略）  第１　東海地震予知情報等の伝達  　府及び市町は、警戒宣言が発表され、東海地震予知情報が発表されたときは、迅速に事業所等に伝達する。  １　伝達系統  東海地震予知情報等の伝達系統図  （略）  第２　警戒態勢の確立  　警戒宣言が発表されたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間における防災関係機関等の活動体制及び各機関共通の活動事項は次のとおりとする。  （略） |